

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年12月15日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	放置禁止看板作成及び設置業務
(2) 物品・委託役務管理番号	18050100
(3) 物品委託役務内容	小型船舶等が停泊できない区域を公示するための看板を作成し、指定箇所に設置するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市安芸津町
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>看板・懸垂幕
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年12月15日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年12月15日～ 令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年12月15日～ 令和5年12月22日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 建設部 技術企画課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0943 /ファックス番号 082-420-0967 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年12月27日～ 令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年1月9日～ 令和6年1月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年1月11日 午前10時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

放置禁止看板作成及び設置業務仕様書

1 業務名

放置禁止看板作成及び設置業務

2 履行場所

東広島市安芸津町

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 業務目的

小型船舶等が停泊できない区域を公示することを目的とする。

5 業務内容

(1) 看板作成

発注者が提供するイメージをもとに2種類の看板を作成する。

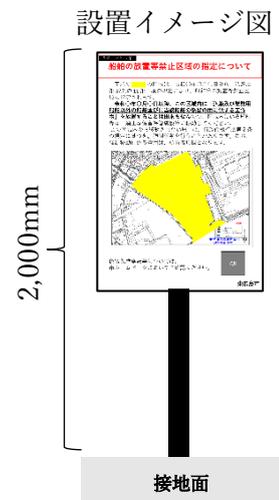
パターン①：禁止看板

パターン②：係留看板

ア 規格

- パターン A：禁止看板 2,000mm

デザイン	別紙1 パターン①
部材	使用素材は亜鉛メッキ加工等の錆止め加工済みの製品とすること
看板部	A1 サイズ
支柱部	50mm角 1,900mm程度
全長	約2,000mm程度
数量	3



- パターン B：係留看板のみ

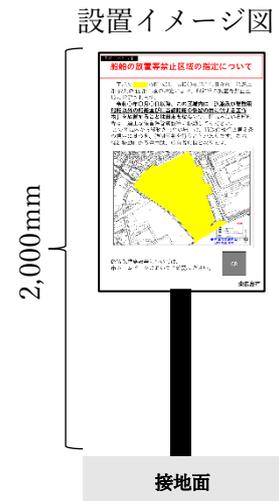
デザイン	別紙1 パターン②
部材	使用素材は亜鉛メッキ加工等の錆止め加工済みの製品とすること
看板部	A1 サイズ
支柱部	なし
全長	看板部と同様
数量	5

設置イメージ図



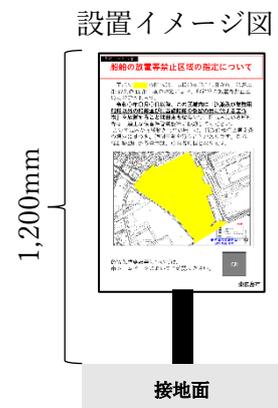
- ・パターン C：係留看板 2,000mm

デザイン	別紙 1 パターン②
部材	使用素材は亜鉛メッキ加工等の錆止め加工済みの製品とすること
看板部	A1 サイズ
支柱部	50 mm角 1,900mm 程度
全長	約 2,000mm 程度
数量	6



- ・パターン D：係留看板 1,200mm

デザイン	別紙 1 パターン②
部材	使用素材は亜鉛メッキ加工等の錆止め加工済みの製品とすること
看板部	A1 サイズ
支柱部	50 mm角 1,100mm 程度
全長	約 1,200mm 程度
数量	16



イ 文面及びレイアウト等

別紙 1 を参考とすること。

視認性向上の観点から、追加記載事項があっても構わないが、事前に本市の承諾を得るものとし、校正で修正する場合がある。校正は、原則 2 回とする。

ウ その他

作成したデザインデータは、成果物として電子データで納品すること。

設置場所が建築基準、道路基準等に該当する場合は、その要件を満たす規格とする。

(2) 看板設置

発注者が指定する場所に看板を設置する。

ア 設置場所及び設置箇所

安芸津町内における市の管理区域内 30 箇所を予定している。

位置図案は別紙 2 を参考とすること。

詳細な設置場所については、別途、協議によるものとする。

イ 設置方法

各設置場所に最適な方法で設置すること。

想定している設置方法は、次のとおりである。

詳細については、別途、協議により決定するものとする。

設置方法	規格
ベースプレート設置	鉄板 200mm×200mm (4.5mm 厚) アンカーどめ (三角ベース 2箇所)
看板アンカー留め	アンカーどめ (角 4箇所)

6 委託料

- (1) 受注者は、成果物を納品し、発注者の検査に合格した後、発注者に当該業務の委託料を請求することができる。
- (2) 発注者は、受注者から請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該業務の委託料を受注者に支払うものとする。

7 業務の際の注意事項

(1) 安全確保

当該業務の作業期間中は当該施設の代表者と事前協議の上、作業期間中の進入路、機材置場等を確保した上で、通行車両、通行人などへの安全確保について万全を期すことを目的に、資格を有する警備員を配置すること。また、設置期間中は仮囲いを設置し、夜間はチューブライトを点灯させること。加えて、作業員の安全にも十分配慮すること。

(2) 車両の誘導

作業中は、必要に応じて作業関係車両の誘導を行うこと。

(3) 駐車場等の使用

駐車場の使用に当たっては、予め発注者に協議し、指定された場所へ駐車すること。

(4) 苦情対応

近隣から苦情等が発生した場合は誠実に対応すると共に、発注者と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。

8 その他

- (1) 本業務の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (2) 本業務にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (3) 受注者の作業に起因して損傷した場合、速やかに補修し、完全に復元するものとする。また、作業に伴い既存施設・設備等を損傷した場合も同様とし、また施設・設備を損傷した場合は速やかに発注者に報告すること。

- (4) 本業務の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、業務を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (5) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱（平成21年東広島市訓令第47号。（以下「暴力団排除要綱」という。））に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 本業務に際し、本業務関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。
- (8) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (9) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (10) 受注者はこの業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (11) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。
- (13) 業務の進行状況については、発注者に適宜報告すること。
- (14) 発注者は、業務期間中いつでも本業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (15) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する時は、あらかじめ書面により発注者に報告し、その承認を得ること。
- (16) 成果物に関しての著作権等の知的財産については、すべて市に帰属するものとし、以後の市での利用に際して制約がないものとする。
- (17) その他、本業務に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

8 問い合わせ先（発注担当課）

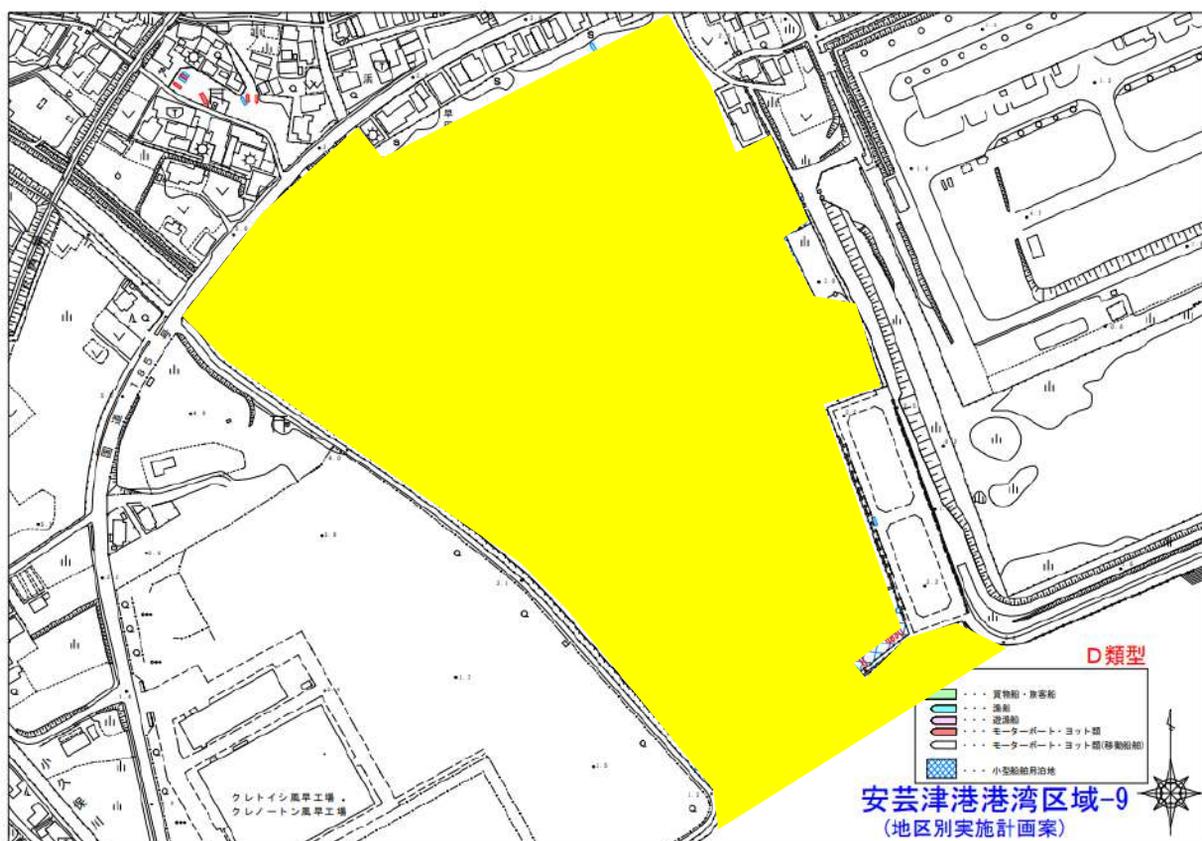
東広島市建設部 技術企画課 技術企画係
電 話（082）420-0943（直通）
FAX（082）420-0967

船舶の放置等禁止区域の指定について

下記の の区域は、令和〇年〇月〇日から、港湾法第37条の11第1項の規定により、船舶等の放置等禁止区域に指定されます。

令和〇年〇月〇日以降、この区域内に「漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物」を放置することは出来ませんので、区域内にいる船舶等は、適正な係留保管施設等に移動してください。

この区域内から移動されない場合は、行政代執行法第2条の規定に基づき、強制移動を行うことがあります。なお、強制移動に係る費用は、所有者負担となります。

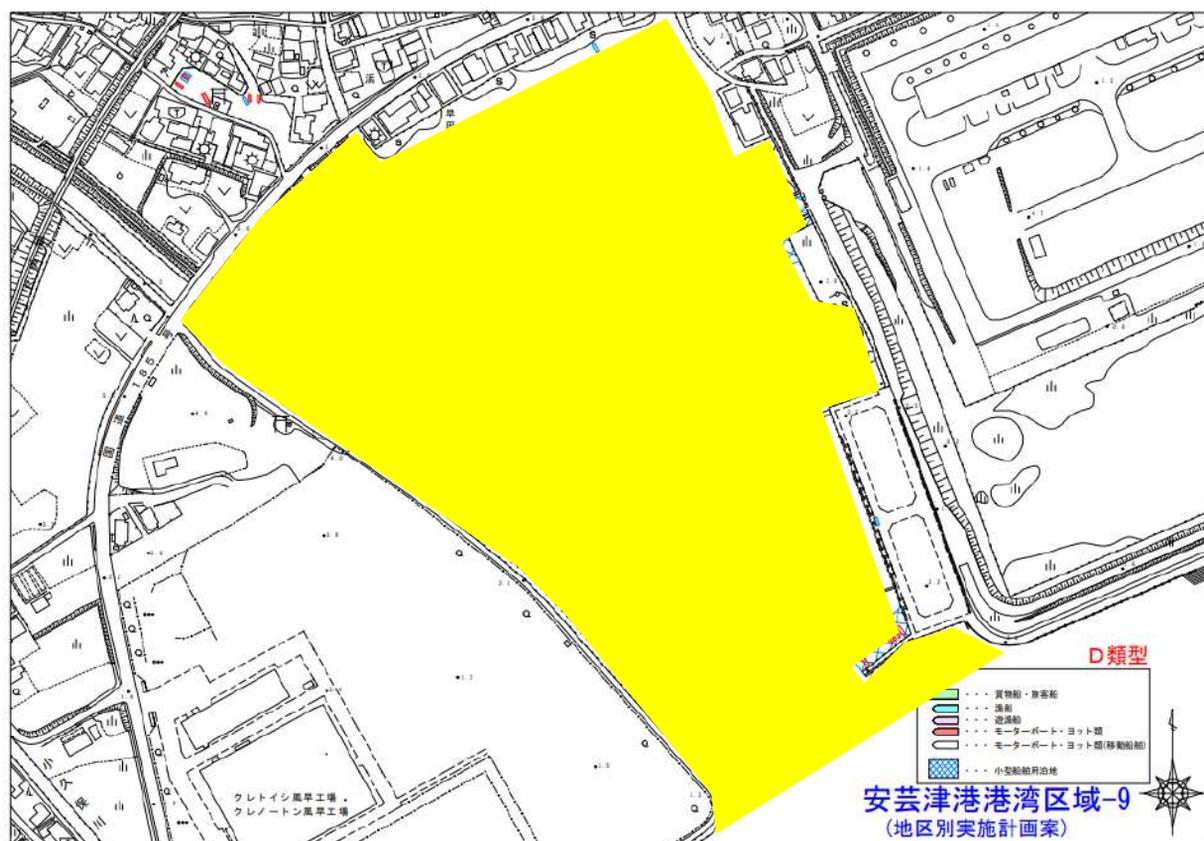


係留保管施設等については、市ホームページにおいてご確認ください。

QR

船舶の放置等禁止区域の指定について

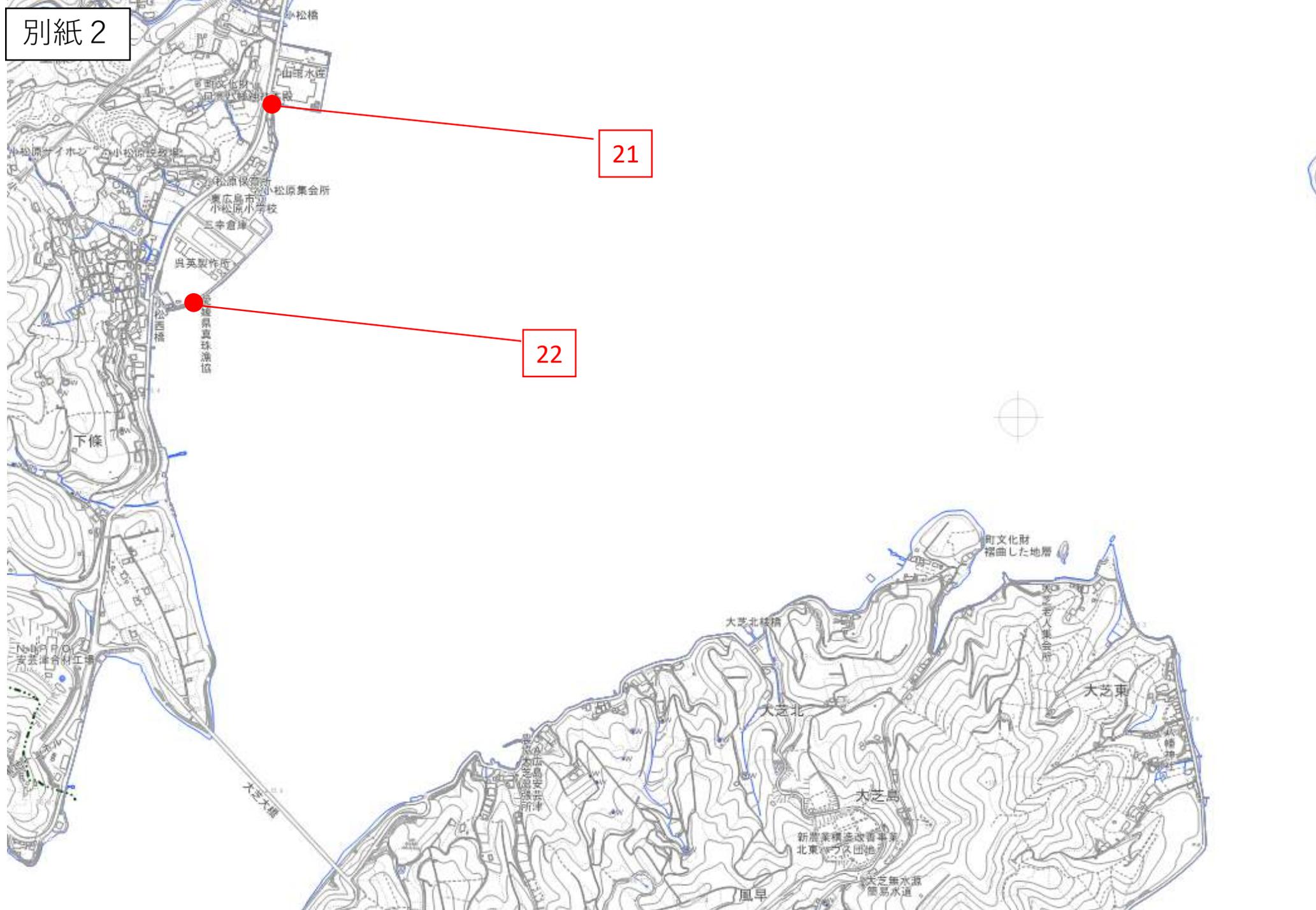
下記の の区域は、令和〇年〇月〇日から、港湾法第37条の11第1項の規定により、漁船以外の船舶及び船舶の係留の用に供する工作物の放置等禁止区域に指定され、**東広島市の許可なく、（漁船以外の）船舶を係留したり、栈橋等の工作物を設置したりすることはできなくなります。** 該当する船舶や工作物の所有者・使用者は、速やかに移動・撤去してください。



係留保管施設等については、市ホームページにおいてご確認ください。

QR

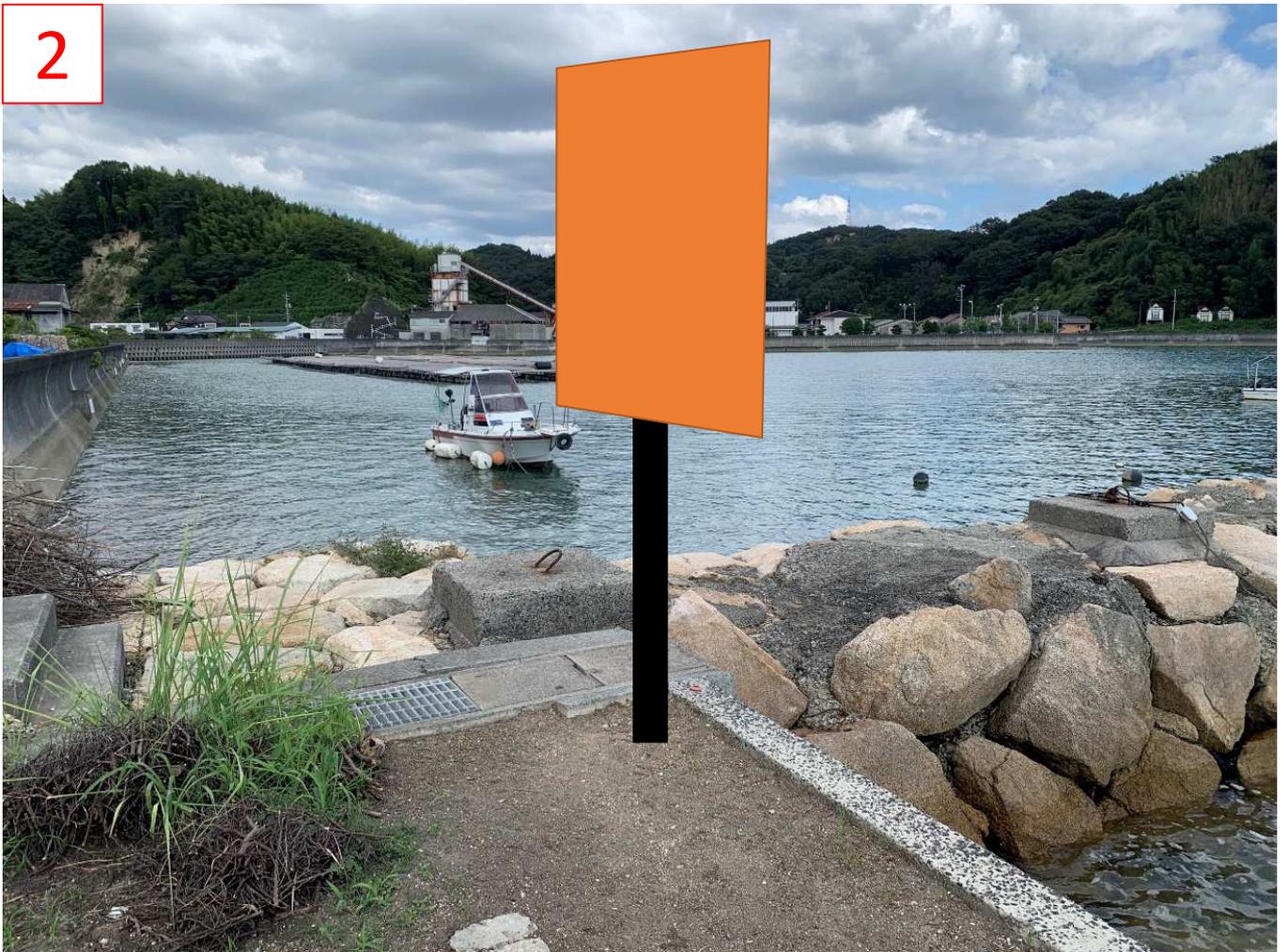
No	区域	地区番号	類型	設置場所			看板種類				設置方法	
				区分	名称	世界測地系 経度緯度座標系(度)	A 禁止2000	B 保留看板	C 保留2000	D 保留1200	ベース プレート	壁付け
1	安芸津港港湾	1	E	護岸	木谷戻2号護岸	34.309706524699905, 132.8355167473165				1	1	
2	安芸津港港湾	1	E	緑地	木谷緑地	34.312502454546454, 132.83403080353455			1		1	
3	安芸津港港湾	2	E	防波堤	西砂原防波堤	34.31354933696108, 132.8324323296617				1	1	
4	安芸津港港湾	2	E	護岸	雪下護岸	34.316460275270366, 132.83448685609443		1				1
5	安芸津港港湾	2	E	護岸	雪下護岸	34.31522853847612, 132.83266299463563		1				1
6	安芸津港港湾	2	E	護岸	雪下護岸	34.31494503414054, 132.83208364247972		1				1
7	安芸津港港湾	3	E	護岸	東浜第2護岸	34.31600047913406, 132.82347350858439				1	1	
8	安芸津港港湾	4	E	荷捌地	東浜荷捌地	34.31536024166727, 132.82329178892326			1		1	
9	安芸津港港湾	5	E	物揚場	中浜第5物揚場	34.31697298038134, 132.81994795207947				1	1	
10	安芸津港港湾	5	E	物揚場	中浜第4物揚場	34.3164307789581, 132.8195952415923			1		1	
11	安芸津港港湾	6	D	物揚場	安芸津物揚場	34.316848585094796, 132.81753346749545				1	1	
12	安芸津港港湾	6	D	護岸	三協護岸	34.3160334202213, 132.81702921218138		1				1
13	安芸津港港湾	6	D	防波堤	安芸津防波堤	34.31547508477219, 132.81698627354172				1	1	
14	安芸津港港湾	8	A	道路	榊山国道沖線	34.31516751137236, 132.81262665583776	1				1	
15	安芸津港港湾	9	D	防潮堤	安芸津第1工区西防潮堤	34.31161427999354, 132.80038778411497				1	1	
16	安芸津港港湾	9	D	護岸	新開第1護岸	34.31027047562394, 132.80060035066646				1	1	
17	安芸津港港湾	9	D	護岸	新開第2護岸	34.308930489784046, 132.80118145890285				1	1	
18	安芸津港港湾	9	D	防潮堤	安芸津第3工区防潮堤	34.308049526199056, 132.79970113859727				1	1	
19	安芸津港港湾	12	該当なし	護岸	向條護岸	34.30551913432802, 132.79634467649544			1		1	
20	安芸津港港湾	12	該当なし	市有地	安芸津町風早2850-43	34.30442460959416, 132.7965780286807			1		1	
21	大芝北漁港区域	1	A	道路	宮ノ首池ヶ原線	34.29005260886153, 132.79002068886086	1				1	
22	大芝北漁港区域	3	E	護岸	大番係船護岸	34.28630743357409, 132.7881813640343			1		1	
23	大芝北漁港区域	6	E	護岸	小福浦7号護岸	34.27749329148551, 132.79506090404314				1	1	
24	大芝北漁港区域	6	E	防波堤	小福浦防波堤	34.27788337026046, 132.79572340967835				1	1	
25	大芝北漁港区域	7	E	護岸	小福浦1号護岸	34.27929420281917, 132.79838975925728				1	1	
26	大芝北漁港区域	8	E	護岸	小福浦4号護岸	34.27977547281867, 132.8009213667507				1	1	
27	大芝北漁港区域	9	A	護岸	小福浦3号護岸	34.280378838004914, 132.80318879727304	1				1	
28	大芝南漁港区域	1	E	護岸	本谷4号	34.27076171882858, 132.79890676402658				1	1	
29	大芝南漁港区域	1	E	係船岸	本谷1号	34.27039709732591, 132.79944991135906				1	1	
30	大芝北漁港区域	5	E	護岸	高山係船護岸	34.273173491251306, 132.79013636830027		1				1
計							3	5	6	16	25	5



1



2



3



4

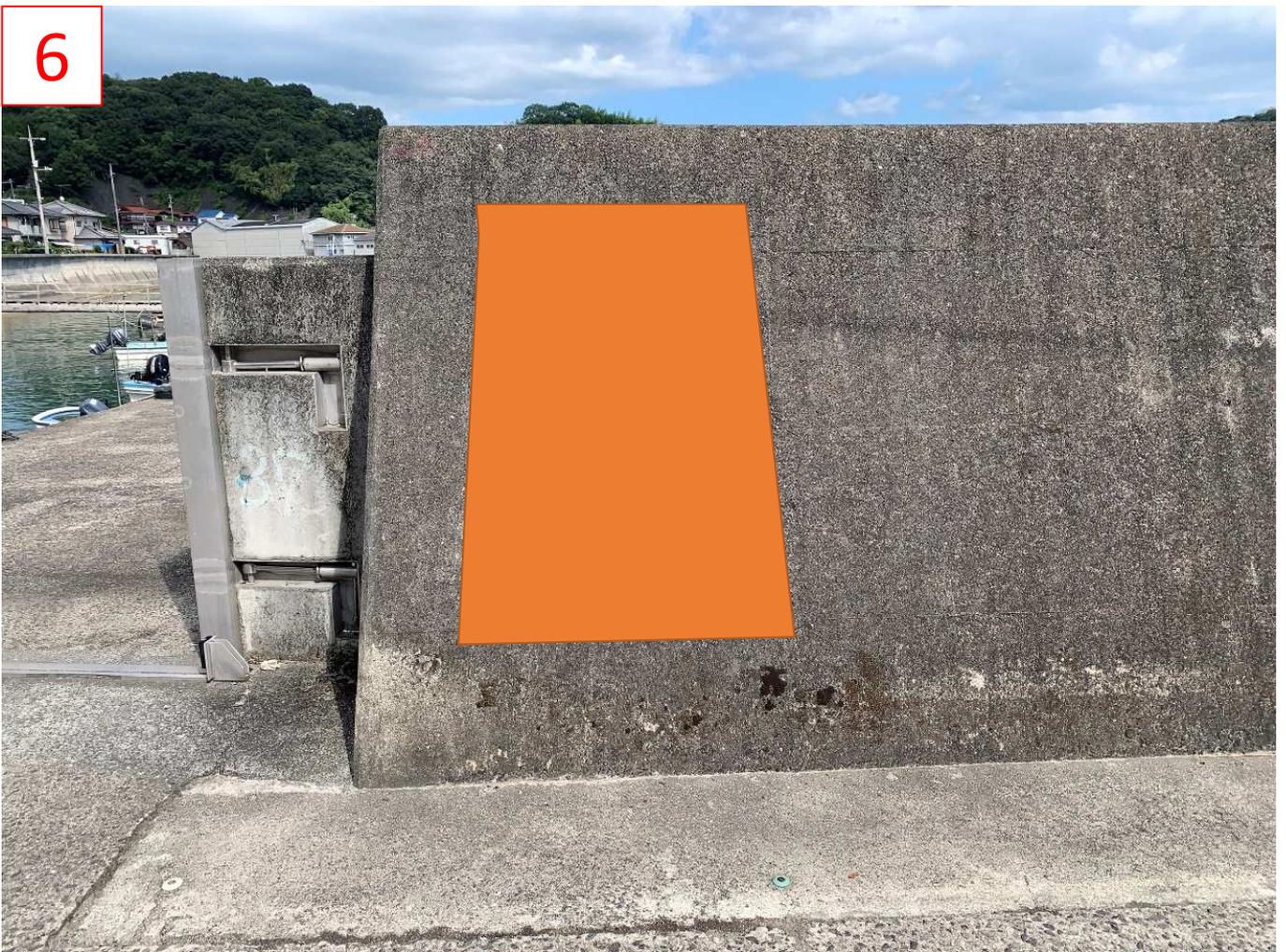


5



遊漁者の皆様へ
遊漁船を**無許可**で、かき筏等に
係留して遊漁すると**違法**です。
許可旗は、漁協に問合せ下さい。
連絡先：安芸津漁業協同組合
かき生産組合
TEL：0846-45-0050

6





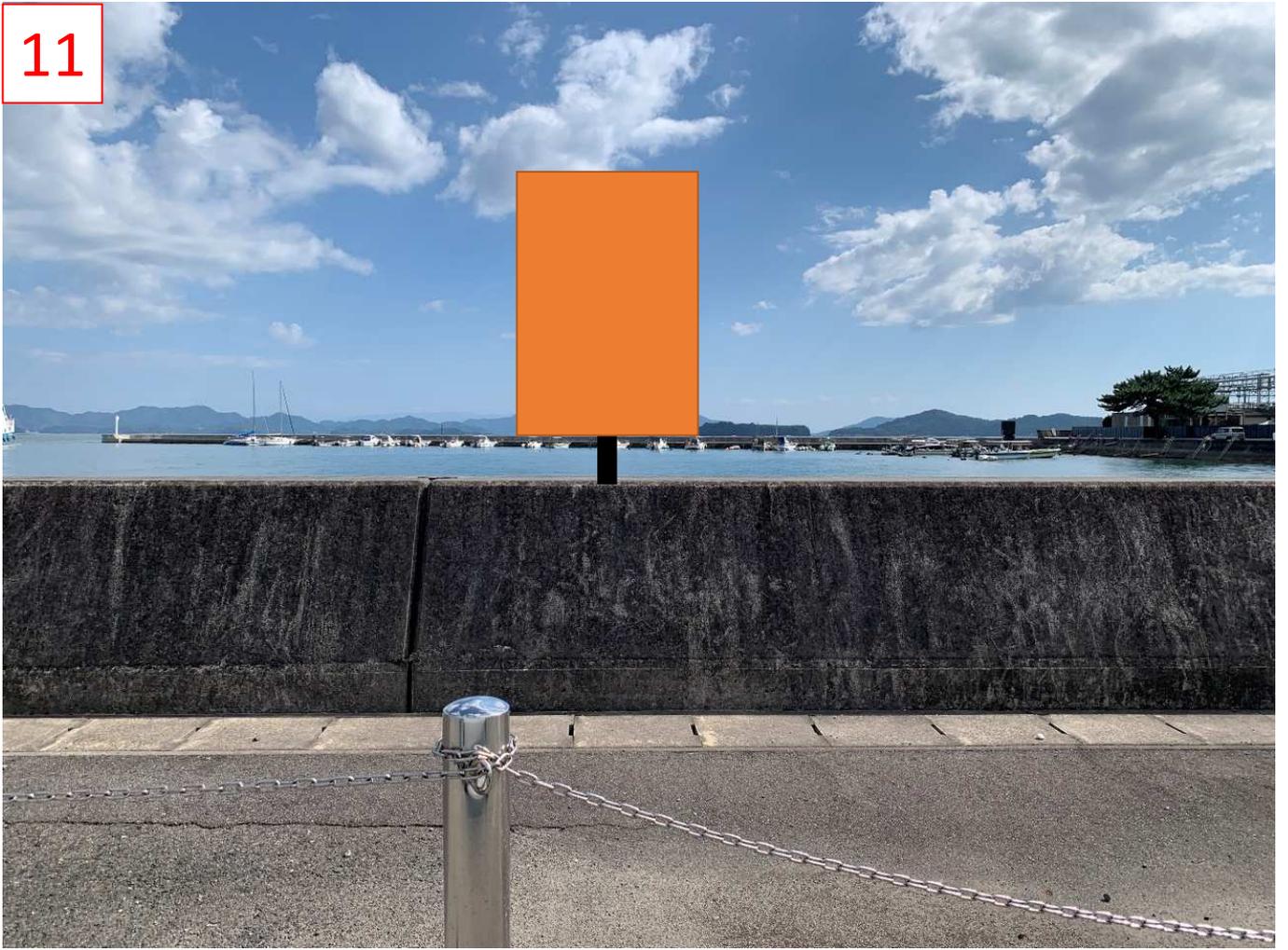
9



10



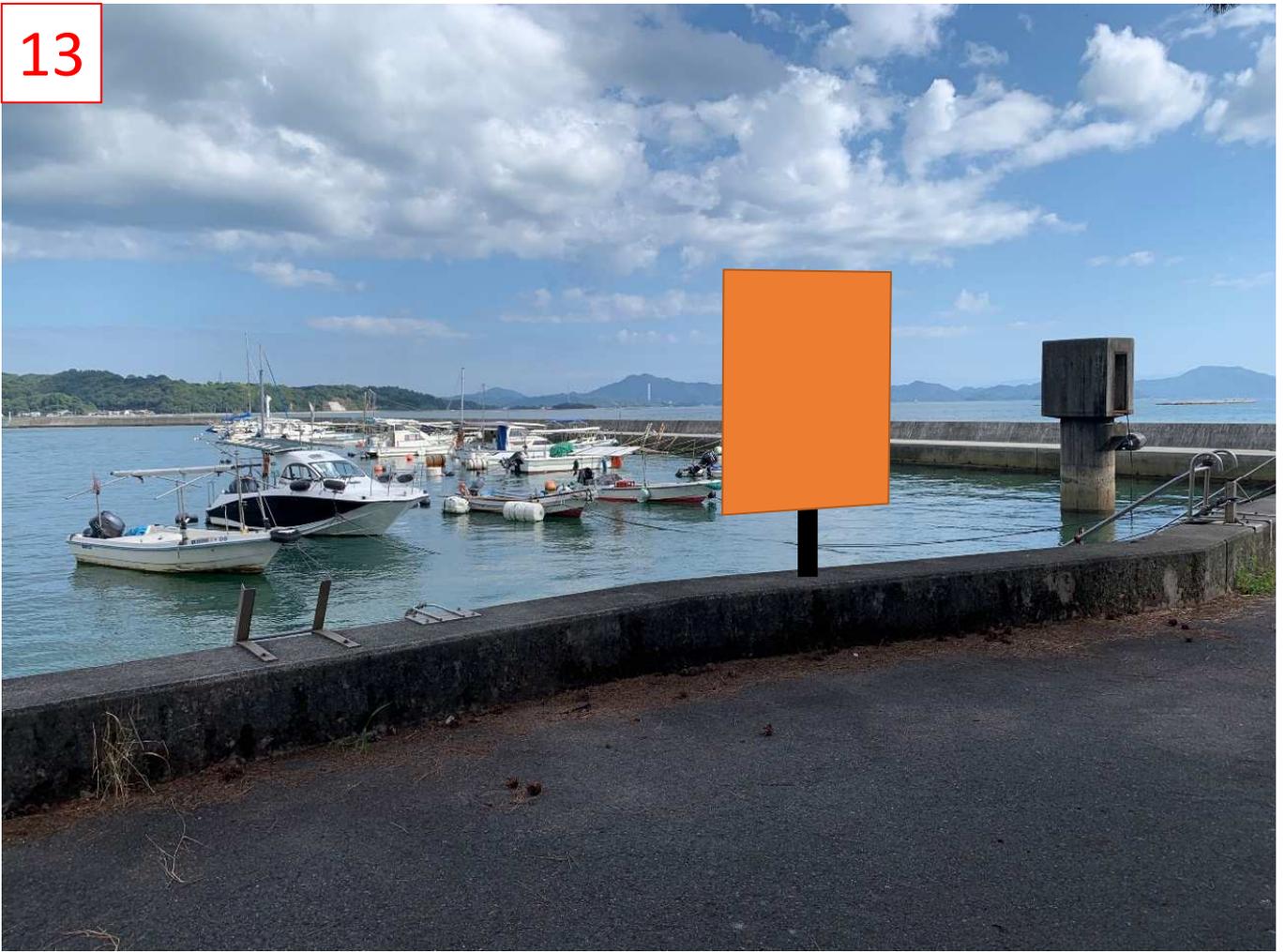
11



12



13



14



15



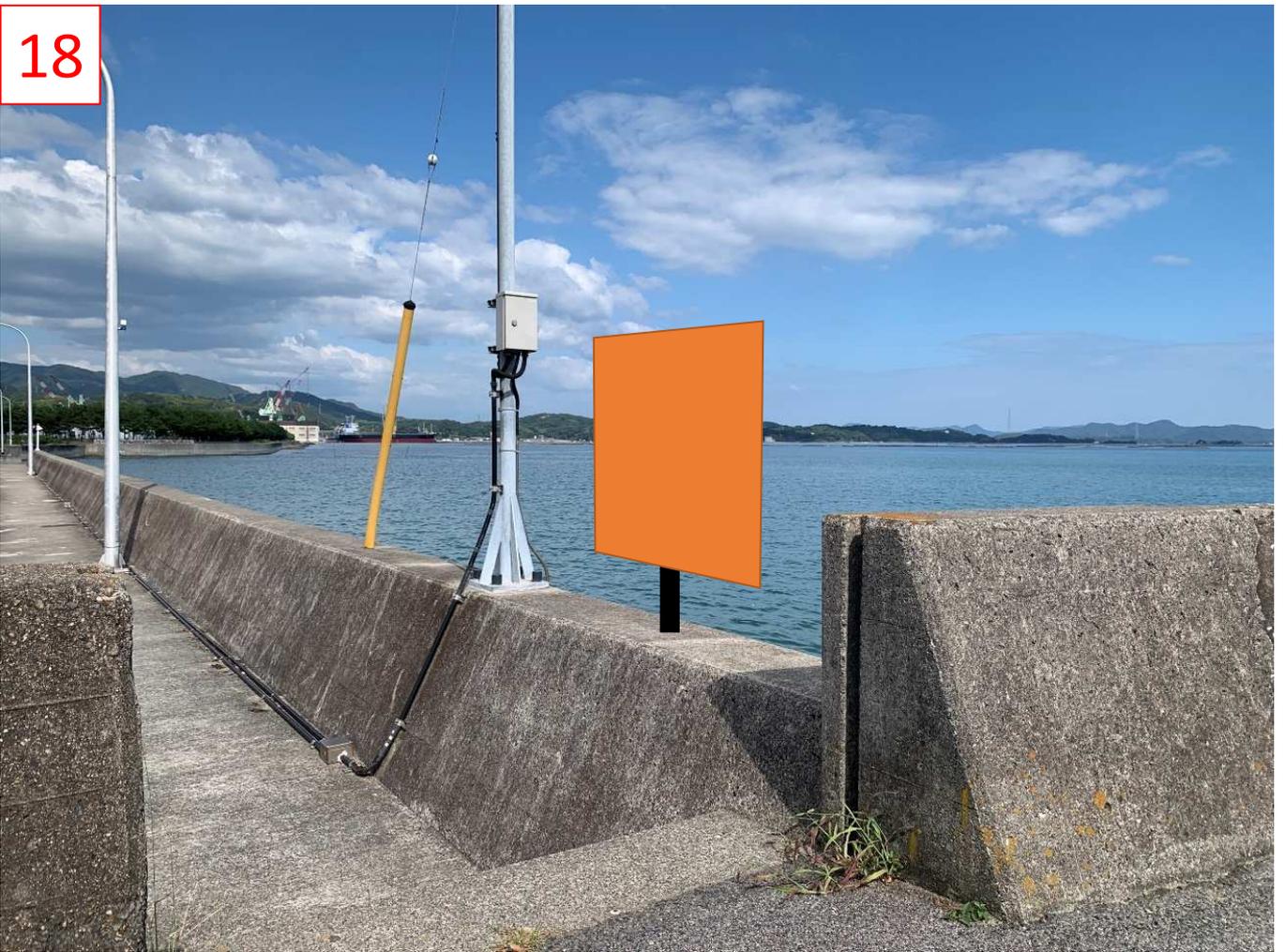
16



17



18



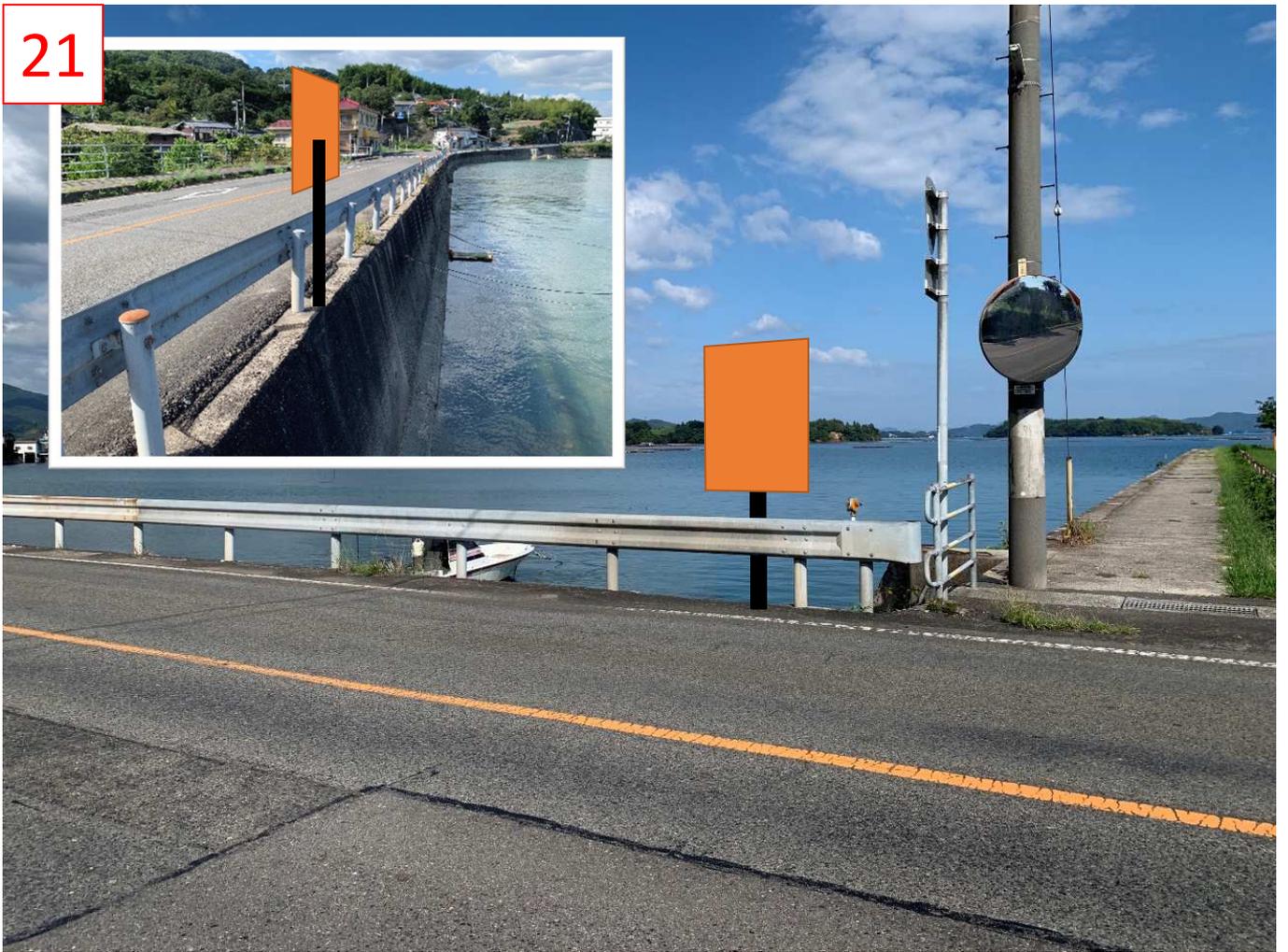
19



20



21



22



23



24



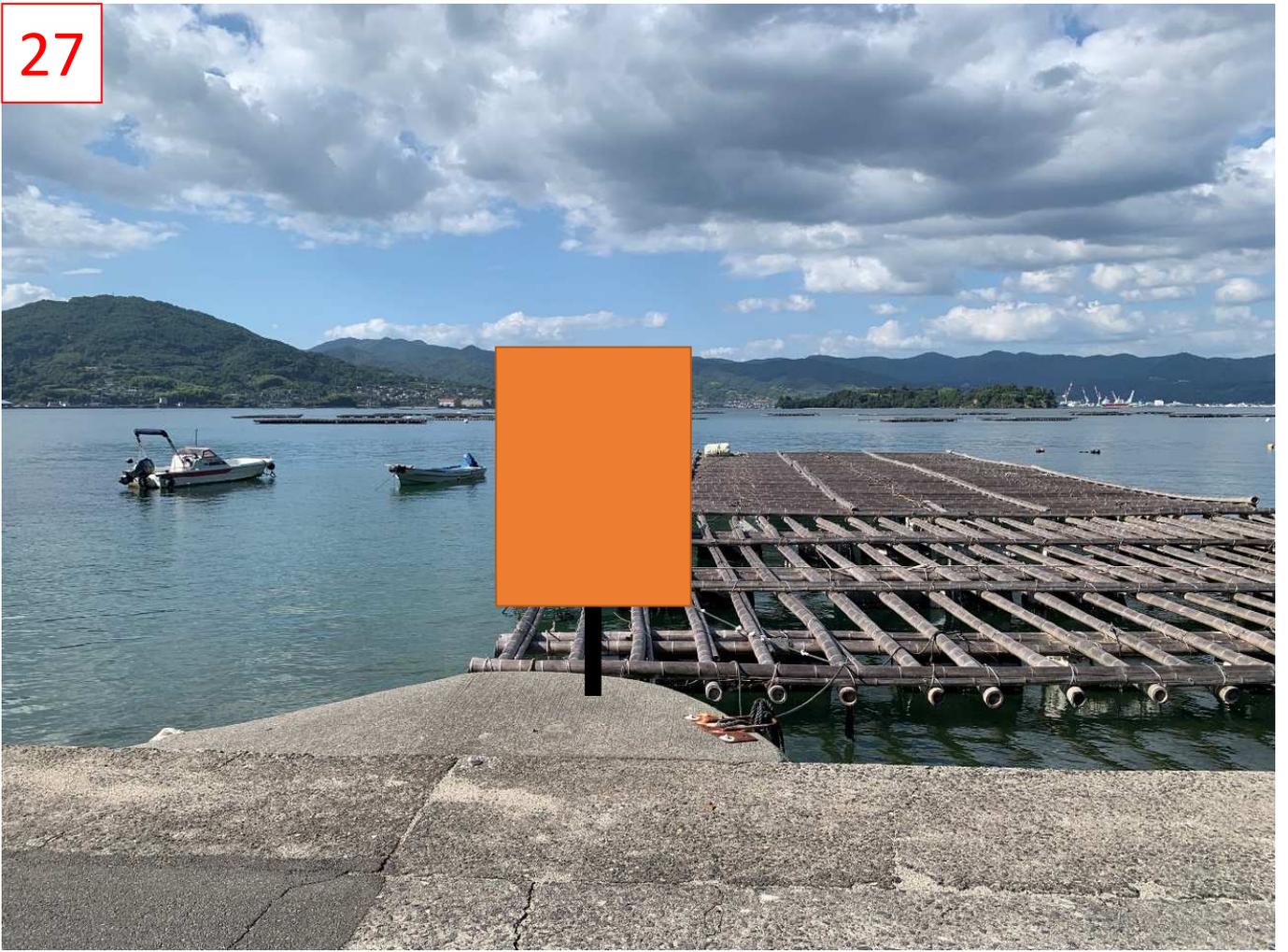
25



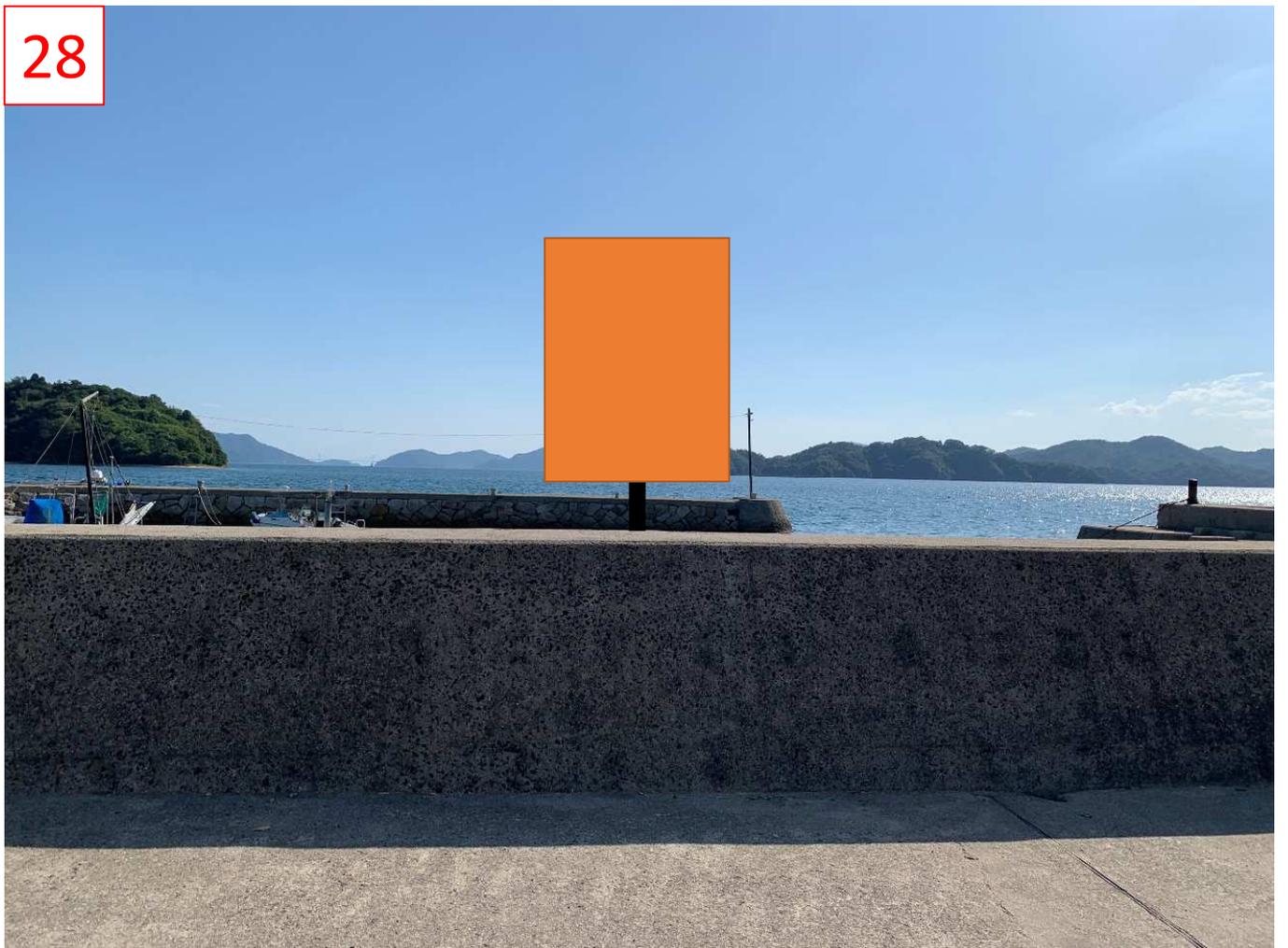
26



27



28



29



30

